

株主の皆様へ

大阪市中央区北浜 4 丁目 4 番10号
株式会社 船井総合研究所
代表取締役社長 高 嶋 栄

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔書面により議決権を行使される場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成24年 3 月23日（金曜日）午後5時までにご到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合〕

後記（22頁から23頁まで）の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご高覧のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただき、平成24年 3 月23日（金曜日）午後5時まで、議決権をご行使ください。

なお、インターネットと議決権行使書の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年3月24日(土曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田3丁目1番1号
ホテルグランヴィア大阪20F ^{なにお} 名庭の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第42期(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第42期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 当社取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての
新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

第6号議案 当社従業員及び子会社取締役に対するストックオプションとしての
新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

また、紙資源節約のため、この「招集ご通知」及びその添付書類「第42期報告  
書」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎例年行っておりました株主懇親会は開催いたしませんので、あらかじめご了承  
くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、以下のものにつきましては、  
法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイ  
ト (<http://www.funaisoken.co.jp/>) に掲載しており、本招集ご通知の添付書  
類「第42期報告書」には記載しておりませんのでご了承ください。

①連結計算書類の連結注記表      ②計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の添付書類「第42期報告書」に記載しております連結計算  
書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役会が会計監査報告及び監査報告の  
作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類の記載すべき事  
項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウ  
ェブサイト (<http://www.funaisoken.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承く  
ださい。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、業績を考慮した剰余金配当を実施することを基本方針としております。この方針に従い、期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその金額  
当社普通株式 1株につき14円  
なお、この場合の配当総額は、393,869,966円となります。  
これにより中間配当金（1株につき10円）と合わせまして年間配当金は1株につき24円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成24年3月26日(月曜日)といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                              | 略歴、地位、担当及び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>の株式の数 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1          | <br>こ や ま ま さ ひ こ<br>小 山 政 彦<br>(昭和22年7月6日生) | 昭和59年6月 当社入社<br>平成元年3月 当社取締役経営指導<br>本部副本部長兼第五<br>指導部長<br>平成2年3月 当社常務取締役経営<br>指導本部長<br>平成6年3月 当社専務取締役東京<br>支配人兼ライン部門<br>統括担当兼経営指導<br>本部長<br>平成10年3月 当社代表取締役副社<br>長<br>平成12年3月 当社代表取締役社長<br>平成20年3月 当社代表取締役社長<br>社長執行役員CEO<br>平成22年3月 当社代表取締役会長<br>CEO<br>現在に至る | 345,050株        |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                          | 略歴、地位、担当及び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の<br>株式の数 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 2          | <br><small>たか しま さかえ</small><br>高 嶋 栄<br>(昭和32年 5 月29日生) | 昭和55年 4 月 当社入社<br>平成 8 年 1 月 当社大阪経営指導本<br>部長<br>平成10年 3 月 当社取締役大阪経営<br>指導本部長<br>平成14年 3 月 当社常務執行役員大<br>阪第一経営支援本部<br>長<br>平成15年 3 月 当社取締役常務執行<br>役員大阪経営支援統<br>括本部本部長<br>平成16年 3 月 当社取締役専務執行<br>役員経営支援統括本<br>部本部長<br>平成20年 3 月 当社代表取締役副社<br>長<br>副社長執行役員ライ<br>ン統括本部長<br>平成22年 1 月 当社代表取締役副社<br>長<br>副社長執行役員<br>平成22年 3 月 当社代表取締役社長<br>社長執行役員ＣＯＯ<br>現在に至る | 152,621株        |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                           | 略歴、地位、担当及び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3          | <br><small>おお の きよし</small><br>大 野 潔<br>(昭和29年12月5日生)     | 昭和59年4月 当社入社<br>平成12年3月 当社取締役東京第二<br>経営支援本部長<br>平成14年3月 当社執行役員東京第<br>二経営支援本部長<br>平成16年3月 当社取締役常務執行<br>役員第三経営支援本<br>部本部長<br>平成22年3月 当社取締役常務執行<br>役員CFOスタッフ<br>統括本部長<br>現在に至る<br>平成23年1月 船井キャピタル株式<br>会社代表取締役社長<br>現在に至る                                     | 107,086株    |
| 4          | <br><small>いそずみ たけし</small><br>五十棲 剛 史<br>(昭和38年11月23日生) | 平成6年5月 当社入社<br>平成15年3月 当社執行役員大阪第<br>一経営支援本部副本<br>部長<br>平成19年3月 当社取締役執行役員<br>経営支援本部副本部<br>長兼戦略コンサルテ<br>ィング部長<br>平成22年3月 当社取締役常務執行<br>役員ライン統括本部<br>長兼第四経営支援部<br>長<br>平成23年1月 当社取締役常務執行<br>役員経営企画本部長<br>現在に至る<br>平成24年1月 船井（上海）商务信<br>息咨询有限公司董事<br>長<br>現在に至る | 86,000株     |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                    | 略歴、地位、担当及び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式の数 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 5          | <br><small>お の たつ ろう</small><br><b>小 野 達 郎</b><br><small>(昭和38年5月8日生)</small>      | 昭和62年4月 当社入社<br>平成15年3月 当社執行役員大阪第二経営支援本部本部長<br>平成19年3月 当社取締役執行役員第一経営支援部長<br>平成20年1月 当社取締役執行役員経営支援本部長兼第一経営支援部長<br>平成22年3月 当社取締役常務執行役員ライン統括副本部長兼第二経営支援部長<br>平成23年1月 当社取締役常務執行役員東京経営支援本部長<br>現在に至る | 49,900株     |
| 6          | <br><small>から つち しんいちろう</small><br><b>唐 土 新市郎</b><br><small>(昭和45年5月16日生)</small> | 平成5年4月 当社入社<br>平成17年1月 当社第四経営支援本部長<br>平成17年3月 当社執行役員第四経営支援本部長<br>平成22年1月 当社執行役員ライン統括本部第一経営支援部長<br>平成22年3月 当社取締役執行役員ライン統括本部第一経営支援部長<br>平成23年1月 当社取締役執行役員大阪経営支援本部長<br>現在に至る                       | 27,450株     |



| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                               | 略歴、地位、担当及び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>の 株 式 の 数 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 7          | <br><small>す み た に た ろ う</small><br>炭 谷 太 郎<br>(昭和20年11月21日生) | 昭和44年4月 株式会社三井銀行<br>(現株式会社三井住<br>友銀行) 入行<br>平成8年7月 さくら証券株式会社<br>常務取締役<br>平成9年6月 株式会社さくら銀行<br>(現株式会社三井住<br>友銀行) 取締役<br>平成10年6月 同社監査役<br>平成13年4月 大和証券エスエムビ<br>ーシー株式会社(現<br>大和証券キャピタ<br>ル・マーケット株<br>式会社) 取締役<br>平成17年4月 同社専務取締役<br>平成18年7月 ベスター・ジャパ<br>ン・アドバイザーズ<br>株式会社(現エスキ<br>ュープ・キャピタ<br>ル・アドバイザーズ<br>株式会社) シニア・<br>アドバイザー<br>平成19年9月 同社マネージング・<br>ディレクター<br>現在に至る<br>平成22年3月 当社取締役<br>現在に至る | 8,800株              |

- (注) 1. 取締役候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 炭谷太郎氏は社外取締役候補者であります。  
なお、当社は炭谷太郎氏を東京証券取引所及び大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役の選任理由について  
炭谷太郎氏は、金融機関出身者及び企業経営者としての豊富な経験と識見を活かし、当社の経営に対して提言をいただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について  
炭谷太郎氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
- (3) 当社は、炭谷太郎氏が取締役に選任された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役沖信春彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了になります。つきましては監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                  | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                 | 所有する当社の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <br><small>おき のぶ はる ひこ</small><br><b>沖 信 春 彦</b><br><small>(昭和22年5月29日生)</small> | 昭和52年4月 弁護士登録 大原法律事務所入所<br>昭和64年1月 沖信・石原法律事務所（現スプリング法律事務所）設立<br>現在に至る<br>平成10年3月 当社監査役<br>現在に至る | 9,100株      |

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 沖信春彦氏は社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役の選任理由について  
 沖信春彦氏は、弁護士としての豊富な経験と識見を活かし、当社の経営に対して提言していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
  - (2) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について  
 沖信春彦氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって14年であります。
  - (3) 当社は、沖信春彦氏が監査役に就任された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                 | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <br><small>なか お あり し</small><br><b>中 尾 篤 史</b><br><small>(昭和44年12月21日生)</small> | <p>平成3年3月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>平成7年7月 本郷会計事務所（現辻・本郷税理士法人）入所</p> <p>平成12年11月 中央シーエスアカウンティング株式会社（現CSアカウンティング株式会社）取締役</p> <p>平成17年12月 同社専務取締役<br/>現在に至る</p> | <p>一株</p>   |

- (注) 1. 補欠の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中尾篤史氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 中尾篤史氏は、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、当社の経営に対して提言していただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、中尾篤史氏が監査役に就任された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

**第5号議案** 当社取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての  
新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

1. ストックオプションとしての新株予約権を割り当てる理由

当社の役員報酬は従前より、基本報酬のみを支給するものとなっており、主に各取締役の担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準に報酬額を決定しておりました。今後はより中期的な観点で業績や株価を意識した経営を動機づけるため、また、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることといたしたいと存じます。

当社の取締役の報酬等の額は平成18年3月25日開催の第36回定時株主総会において、年額400,000千円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、この報酬額の枠内において、当社取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、年額20,000千円以内で付与することにつきご承認いただきたく存じます。なお、この報酬等の額には従来どおり執行役員兼務取締役の執行役員報酬は含まないものといたします。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストックオプションであり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（社外取締役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、第2号議案をご承認いただきますと社外取締役を除く取締役の員数は6名となります。

## 2. 当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数は、総数35,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とし、付与株式数が調整された場合には、当社取締役（社外取締役を除く）に交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に下記(2)の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

付与株式数の調整は、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数}}{\text{調整前付与株式数}} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

### (2) 新株予約権の総数

当社取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数350個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権に関するその他の行使の条件については、当社取締役会において定めることとする。

**第6号議案** 当社従業員及び子会社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び子会社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社従業員及び子会社取締役に対し新株予約権を無償で発行したいと存じます。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

- (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権3,500個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式350,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

- (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
- (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

- ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。



ただし、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。  
行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）に 0.8 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる）とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

- i 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

- ii 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- iii 上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- ③ 新株予約権を行使することができる期間  
割当日の翌日より2年を経過した日から3年間とする。
- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- ⑥ 新株予約権の取得条項  
以下の i、ii、iii、iv 又は v の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- ⑦ 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
  - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- v 新株予約権を行使することができる期間  
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記④に準じて決定する。
  - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - viii 新株予約権の取得条項  
上記⑥に準じて決定する。
  - ix その他の新株予約権の行使の条件  
下記⑨に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
- i 新株予約権者は以下の条件を満たした場合に限り、権利行使ができるものとする。  
平成23年12月期の連結営業利益額に対して、平成25年12月期の連結営業利益額が上回った場合、新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。
  - ii 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

以 上

## インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止します。）。

※ 「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc. の商標または登録商標です。

- (2) パソコンによるインターネット接続にファイヤーウォール等を使用している場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、株主総会前営業日の平成24年3月23日（金曜日）午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。

- (3) 株主総会の招集のつど、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

**システム等に関するお問い合わせ**

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電 話 0120－173－027（通話料無料）

受付時間 午前９時から午後９時まで

＜議決権電子行使プラットフォームについて＞

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

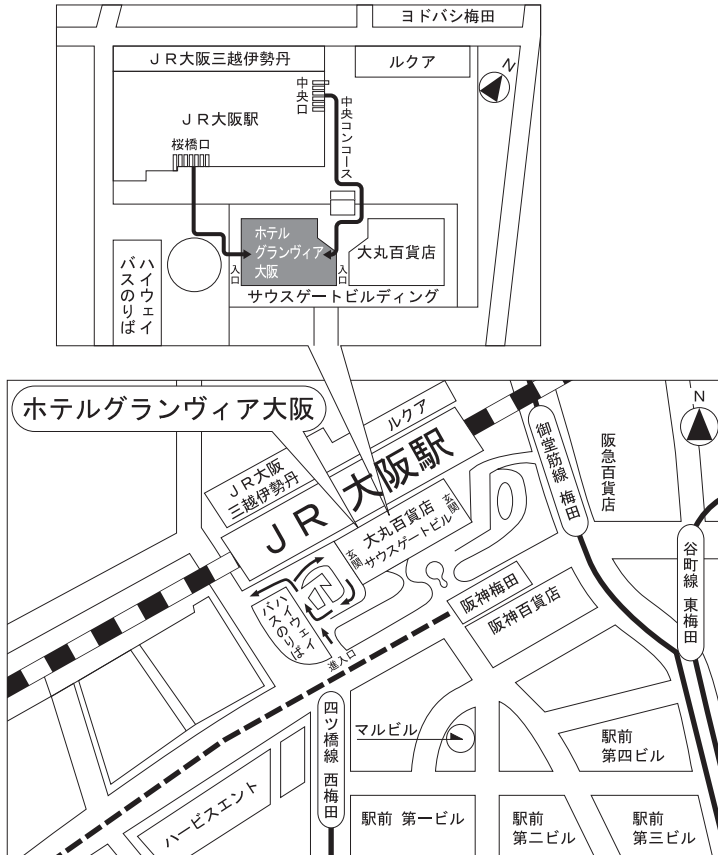
以 上

# 株主総会会場ご案内図

大阪市北区梅田 3丁目1番1号 ホテルグランヴィア大阪20F

TEL 06-6344-1235 (代表)

なにわ  
名庭の間



**交通のご案内** JR大阪駅 中央改札口出て右手すぐ